

欧州越境広域グランドデザインのジオガバナンス的分析

― 欧州大陸におけるスペイシャルプランニング「CEMAT基本理念」と EU地域政策における「ESDP」の比較研究 ―

柑 本 英 雄 (弘前大学)

1. はじめに

1-1. ヘテラルキーへの状態変化：マトリョウシ カからEscherの騙し絵『滝』へ

我々は、「知の混沌」を「知の不在」と

同等に扱ってはいけない。

Ernst B. Haas, 1976, 179¹.

欧州共同体創設時、欧州ガバナンスに参画する超国家組織、構成国、地方自治体の関係は、「入れ子 (nested)」と表現され、ロシアの木工工芸品「マトリョウシカ (МАТРЕШКА)」にも喩えられていた。しかし、欧州統合の進化につれて、単純に重なりあったこの入れ子は、覆いかぶさる上層の殻を破り、複雑な重層性を見せ始めた。それは、マルチレベルガバナンスモデル²の確立者であるMarksとHoogheが引き合いに出した、「変容・循環・無限³」をモチーフとするオランダの版画家M. C. Escherの騙し絵『滝』のごとくである⁴。現実と同様に、これまで分析枠組みとして使われてきた政府間主義や新機能主義など欧州研究のグランドセオリーの枠組みも、同様に混沌とした様相を呈している。超国家レベル・国家レベ

ル・地方自治体レベルの行為体が、それぞれのアイデンティティを強化、あるいは変容させながら、これらのレベルを縦横にネットワーク化しつつある。さらに、これまで欧州ガバナンスの中に参画する行為体として認識されていなかったNGOなどの行為体も登場し、新しいガバナンスの形が模索されている。Jessopは、国際社会で進行しつつあるこの動きを、「ヒエラルキー (hierarchy)」から「ヘテラルキー (heterarchy)^{5,6}」への状態変化と分析し、現在のガバナンスを超えた「メタガバナンス」の必要性を説いている⁷。ヒエラルキーが宗教用語として聖霊の序列を表すことを思い起こすと、Jessopは「ヘテラルキー」というメタファーを用いることで、国際社会における「絶対的な不変の序列」、すなわち国家による秩序形成のヒエラルキーがここに崩れたことを示唆しているようにも思われる⁸。

Hoffmanが“Obstinate or Obsolete? The Fate of the Nation-State in Western Europe”で、それまでの「欧州の実験」を総括したように⁹、欧州拡大がアジアのフロンティアに迫ろうとする今日、我々は、欧州ガバナンスのあり方を学術的に再検証しておく必要がある。それは、東アジア共同体構想が議論されるこの東アジアで、何が「東アジア的共同体モデル」のあり方なのか、を検討

キーワード：

越境広域経営、グランドデザイン、ジオガバナンス、ESDP、CEMAT基本理念

する際のガバナンス比較の視座を提供しよう。また、やがて欧州地域主義とアジア地域主義の地域接触が起きるであろう時に、2つのガバナンスの接触がどのような結果をもたらすのか、今から、戦略的に準備を行う際の指針をも提供する。

グローバリゼーションの進展とともに、国際社会、特に欧州では、超国家的地域を創出する実験とその統合のモーメントに拍車がかかっている。しかし、「国家と国家」の相克から脱却した地域秩序の新たな時代は、「地域と地域」の衝突の時代への序章とはなってはならない¹⁰。欧州連合や将来出現するかもしれない東アジア共同体が、地域の利益のみを代表し、別の形で国際社会を分断することは避けなければならない¹¹。この問題を考える時に重要なのは、入江が指摘する「共同体をつなぐ世界」観である¹²。そのためには、国際社会秩序形成に参画する超国家機関・国家・州・市町村のような行為体が垂直的な調整（vertical coordination）の中に固定されず、また、NGOや各種組合・営利企業・各レベル政府などの行為体を異なる「規範」で拘束する水平的な調整（horizontal coordination）にも固定されない「空間的（spatial）」な現状を分析しうる枠組みが必要となる。

1-2. 構成国間の政府間主義空間からジオガバナンス空間へ

政策領域、政策のプロセス・段階、行為体の視点など、様々な観点から欧州の地域統合は分析されてきた。そして、その豊かな研究の蓄積が、時を得て、今、他の地域、例えば、東アジア共同体構想の文脈への読み替えの時を迎つつある。しかし、Hassが「知の混沌」と喝破したように、現在の欧州統合理論・分析枠組みは、時間・場所・政策分野などで巧みに選択され、棲み分けられ、これらを、時間空間を超えて横断的に考察しうるダイナミックな枠組みが登場しているとはいえない。ただ、この現状の「混沌」も、何か新し

い分析枠組み創造への「産みの序曲」であると考え、その収斂への大きな舵取りを行うことは、現在の研究者に課せられた使命であると言えよう。

冷戦の終結は、国家の境界（boundary）の意味を変え、国際社会の中での国家の役割を変容させた¹³。国家は依然として中心的行為体ではある。しかし、Scharpfの分析するように、国家ではガバナーする領域が狭すぎるようになった¹⁴。また、領域的（territorial）な地域協力だけでなく、イシュー（issue）ごとに組み換えるパートナーとしての参加行為体、さらにパートナーが完全に一致しないことで生じるレジームの微妙なズレなども、欧州ガバナンスの中で議論されるようになってきている¹⁵。構成国の国内政治・政策の成熟段階（国内的政策から欧州連合の政策への転換プロセス）によっても、ガバナンスの形態は異なってくる¹⁶。

ヘテラルキーな状態では、トップダウン（top-down）やボトムアップ（bottom-up）、あるいは、補完性原理（principle of subsidiarity）など、ヒエラルキーあるいは、マルチレベルそのものを前提とした言説が意味をなさない。EU地域政策では、これらを前提としない、行為体間の意思決定の混沌を収斂させる方法論として、「スペイシャルプランニング」を利用して、ジオガバナンス（Geo-governance）的な政策決定プロセスに意味を注ぎ込み、その「地域のルール作り」を行うようになってきている。

1-3. 本論文の構成

本論文では、上で述べたようなSumの言うジオガバナンス空間¹⁷の「曖昧さ」を、CEMAT（the European Conference of Ministers Responsible for Regional Planning）やEUが、それぞれ『欧州大陸の持続可能なスペイシャルデベロップメントの基本理念（Guiding Principle for Sustainable Development of the European Continent：以下、CEMAT基本理念¹⁸）』¹⁹や『欧州スペイシャルデベロップメントの展望

(European Spatial Development Perspective: 以下、ESDP)』というスペイシャルプランニングの手法を使って、フォーマル化し、そこに独自の意味を注ぎ込んでいる過程を検証する。

第2章では、EU地域政策におけるスペイシャルプランニングの意味を考察する。この章では初めに「スペイシャルプランニング」の意味を定義し、次に、本論文で使用するジオガバナンスの分析用具としての価値を位置づける。第3章では、欧州大陸の空間経営実態であるCEMAT基本理念とEUの空間経営としてのESDPを取り上げ、この地域の重層的多元的地域協力の特殊性をジオガバナンスの観点から分析する。そして、これらのスペイシャルプランニングや参加行為体をサポートするシステムとしてのEU地域政策INTERREGが、スペイシャルプランニング参加行為体のアイデンティティをフォーマル化する装置の役割を果たしている点を検証する。そして、最終章では、本論中での議論を踏まえ、ヘテラルキー的政治空間と行為体のあり方を結論づけた上で、今後のジオガバナンス研究の進展について言及したい。

ここで一つ、お断りしておきたい。行為体間の垂直的調整を分析するマルチレベルガバナンス(Multi-level governance: 以下、MLG)モデルは、越境広域のランドデザインを論じる際、ウェストファリア的政府間主義とSumの論じるジオガバナンスを繋ぐ橋渡的な分析モデルとして評価できる。しかし、MLGは、スペイシャルプランニングの進展した行為体間の動態的分析を行うのに適した分析枠組みであるとは言い難い。これは、MarksもHoogheも認めているように、MLGが政策プロセスのある「状態」を遡上にのせ検証を行う方法論であることに原因がある。このMLGモデルでは、行為体のアイデンティティの変容・強化などといった動態的な変化は、分析の条件として入っておらず、行為体がマルチプルにアイデンティティを獲得し、それらを巧妙に使い分けながら、連携を進める状況を分析し得て

いない。本来なら、この点についても深く議論を行わねばならないが、これについては紙面の関係で別の機会に譲りたい²⁰。

2. 欧州スペイシャルプランニングとジオガバナンス

2-1. 分析対象としての欧州スペイシャルプランニング

この章では、本論文で使用する重要概念である「スペイシャルプランニング」と「リージョン」の定義を行い、分析概念「ジオガバナンス」の理解を示しておきたい。

本論文では、「スペイシャルプランニング」の意味を2つの方法で理解しておきたい。一つは、EU公式文書での定義に従った理解である。欧州委員会は、1997年に“The EU Compendium of Spatial Planning Systems and Policies”の中で、各国で正在されている「都市・国土計画(town and country planning)」などの専門用語と混用されないようにするために、欧州レベルの「越境広域の地域空間の戦略・計画」を表す用語として、イメージのついていないニュートラルな(a neutral generic)「spatial planning」という用語を選定した²¹。その文中での定義は以下ようになる。

スペイシャルプランニングとは、主に公共部門によって使われる方法論で、地域空間における取り組みの配置状態に影響を与える手法である。環境保全の必要性和発展への要求をバランスさせ、社会的・経済的目的を達成するために、土地活用のための、より合理的な地域的組織を創設したり、それらをリンクさせることをねらいとして行われる。スペイシャルプランニングは、他の各部門ごとの政策が地域空間にもたらす効果をコーディネートしたり、市場原理で導き出される経済的発展よりも適正な配分を地域に行うことを達成し

たり、また、土地利用目的の転換を制限する方法論を包含している。

European Commission, 1997, *The EU Compendium of Spatial Planning Systems and Policies*, Luxembourg: European Commission, p.24.

「地域空間における取り組みの配置状態に影響を与える手法」とは、スペイシャルプランニングが、国土計画（national planning）・州レベルの地域計画（regional planning）・市町村などのローカルな地域計画（local planning）だけでなく、欧州レベルの「越境広域計画（transnational planning）」も網羅する垂直的調整概念であることを意味する²²。また、後段の「各部門ごとの政策のコーディネート、地域間調整」は縦て割りを超えた水平的な調整を意味する。章の始めでも述べたように、この2つの調整を「欧州空間」において包括的に行うのが欧州スペイシャルプランニングである。ここでのポイントは、国土計画などが、国家の統治権の下で確固たる制度として成立しているのに対比して、越境広域計画は、それがどのような規模のものであれ、当初は、制度的にフォーマルなものから始まっていない点である。

もう一つは、ジオガバナンスとの関係での社会的スペイシャルプランニングの理解である。Massyは、「spatial」を、職場や家庭や居住地のような社会的関係から、国家の政治的支配の及ぶ地理的範囲、ひいては、金融や情報通信のグローバルな範囲に及ぶ、あらゆる空間的規模の多様な社会的関係によって構成される範囲と定義している²³。また、Perryは、「spatial」の用語が、「lived」や「everyday life」的な空間から、グローバルな空間まで広がる多元的な用語であることを念頭に置き、制度的にも日常的にも国家や市場が生産・再生産され、権力関係が益々複雑化し変容している現代の状況をふまえると、「planning」は「spatial」に考察されるべきであると結論づけている²⁴。

MassyとPerryの「spatial」の議論から、EUが「イメージのついていないニュートラルな包括的概念」として選んだ「スペイシャルプランニング」には、国家間交渉のレベルから市民の日常生活まで、様々な「多中心的空間経営」の意味が包含されていることがわかる。この政策の市民の目線の高さは、州レベル地方自治体などが、地域空間の一部を構成する行為体として将来戦略構築に関わっていくことで達成される。国家のみが戦略立案・施行過程に参加するのではなく、市民生活により近い地方自治体に参加する意味がここにある。

そこで、本論文では、「spatial planning」の訳語をカタカナで「スペイシャルプランニング」と表記する。都市工学の視点から「空間の計画²⁵」と訳出することも可能であろうが、Faludiが指摘するように、この語はEU独自の経緯から、各関連政策分野の「水平的調整」と市町村・州・国家・欧州レベルの「垂直的調整」を統合するEU地域政策での「包括的用語（umbrella term）」として使用されているものと考えられる²⁶。従って、単に「空間の計画」と訳出することで「垂直的・水平的調整を包括する概念」としての政治的意味を消すことのないようにしたい。

2-2. 「region」の定義

「spatial planning」と同じように、「region」の用語も、学術領域や使用される空間によって質（意味）や量（大きさ）が異なる。ジオガバナンスが「曖昧」な領域を分析する用具であるため、「region」の用語を明確に規定しておく必要がある。本論文においては、2つの意味で使い分けたい。

一つは、「構成基礎単位としての小さなリージョン」である。本論文では、その場合の「region」は「州レベルの地方自治体²⁷」と言い換えて使用することも可能であろう。この用法はEU地域政策で用いられる「region」の意味を踏襲したものであり、国家領域、バルト海沿岸地域、EU地域などを構成する基礎単位となる。EU地域政策や

スペイシャルプランニングでは、この州レベルの地方自治体が政策決定プロセスに参加し始めたことで、州レベルの地方自治体が、「下位国家行為体 (sub-national actor)」や「下位国家単位 (sub-national unit)」のアイデンティティだけでなく、独自の国際的行為体アイデンティティを獲得している点が重要である²⁸。

もう一つは、「地域空間そのものの大きさを表すリージョン」である。ミクロリージョン・メゾリージョン・マクロリージョンのように、リージョンに接頭語をつけることで、地域空間の大きさを表すことができる。本論で考察するように、ミクロリージョン・メゾリージョン・マクロリージョンは、INTERREGプログラムの登場によって政策容器としての意味を有するようになる。

これまでの研究で、筆者は一貫して「サブリージョン」を、このレベルの越境広域に対して使用してきた。これは、Glenn HookやNgai-ling Sumらアジアを専門領域とする地域主義研究者が地域概念の大きさを整理する際に利用する用語である²⁹。しかし、EU地域政策においては、「サブリージョン」が、国内下位地域、主に州をも指すため、この論文の中で、「オブジェクト1」のようなコミュニティ・サポートフレームワークに言及する際、混乱を招く恐れが生じる。したがって、EU領域のようなレベルの地域をマクロリージョン、バルト海地域や北海地域のようなレベルをメゾリージョン、国境を跨ぐユーロリージョン (Euro-region) のような地域レベルをミクロリージョンと規定したい。ここでは、政策容器としての地域概念として利用するので、INTERREGⅢAが対象とする地域がミクロリージョン、INTERREGⅢBが対象とする地域がメゾリージョン、INTERREGⅢCが対象とする地域がマクロリージョンである。

2-3. 分析概念としてのジオガバナンス³⁰

Sumは、ジオガバナンスを「公的な組織と私的な組織の領域をあいまいにし、時間 — 空間を

橋渡しするような『国家領域を越えるネットワーク』が網の目のようになった複合的な形態』であると定義する³¹。

この定義に基づいて、Sumは、このジオガバナンスには4つの次元の曖昧さがあると考察する。

1. 言説 — 実態の次元
2. 時間 — 距離の次元
3. 公 — 私の次元
4. グローバル — リージョナル — ナショナル — ローカルの次元

Sum, 1999, 'Rethinking Globalization: Re-articulating the spatial scale and temporal horizons of trans-border spaces' pp.132-133.

ここでは、このジオガバナンスの4つの次元が、EU地域政策のスペイシャルプランニング分野を分析する際、有効な分析用具であることを検証したい。まず、その有効性としては、Sumのジオガバナンスが、国家領域を超える曖昧な「越境広域³²」を分析しうる概念であることが理由として挙げられる。EUのスペイシャルプランニングは、すべて、国境を越える地域空間の地域戦略である。それは、必ずしも国家間主義的な形態であるわけではない。従って、別紙で検討したNorVision³³やVASAB2010のように、国家が国家領域全体でそのスペイシャルプランニングに参加するとは限らない。例えば、VASAB2010では、ドイツはバルト海沿岸部の州しか参加しておらず、また、ロシアもバレンツ海からベラルーシに至る地域とKaliningradなどの一部地域しか参加していない。つまり、スペイシャルプランニングの分析には、政府間主義的な分析用具に収まりきらない、曖昧な「地的 (geo)」な交渉・ネットワークを視野に入れる必要がある。

では、次に、1. から4. の次元について、有効性を確認してみよう。1. の「言説 — 実態の次元」は、ガバナンスの規範選びや行為体の活動ルールを決定する言説領域を含む次元である。本

論文で考察するESDPのようなスペイシャルプランニングは、決定前の交渉過程で規範やルールを形成するために参加行為体間で政治的交渉や駆け引きが行われる。その過程で、参加行為体は自らのアイデンティティを変容させたり強化させる可能性がある。越境広域での行為体の活動は、EUのような超国家レベルの行為体によってフォーマル化されていない段階では、国家の法律や制度の枠組みを逸脱するものである。したがって、制度の研究の前に、越境地域空間では行為体間の言説的やりとりを分析する必要がある。この言説段階の分析は、行為体の戦略やアイデンティティの変容を考察する際、有効な方法となる。

2. の「時間－距離の次元」では、サイバー空間による時間距離圧縮が起こるような事象を分析しうる。スペイシャルプランニングを具体的政策に移し替える装置としてのINTERREGⅢC³⁴は、非空間（認識領域）的越境広域協力の可能性を提示したことに特徴がある。ジオガバナンスがジオポリティックスと異なるのは、1. と 2. の点である。ジオポリティックスでは、配置された現実の状況を分析することが中心となり、1. のように、その地域空間のガバナンス形成に至る「言説空間」の交渉過程は対象とならない。また、時間距離圧縮によって、将来的に、Copusの指摘する「非空間的辺境性（aspatial peripherarity）³⁵」が問題として浮上する可能性もある。Copusは、「空間概念を超越した認識領域の越境共同作業」に関して、障害となるであろう問題群をまとめている。この中には、ITだけでなく、「分離されてしまった貧弱な市民社会（disembedded poor civic society）」や「弱いローカル－グローバルのリンク（poor local-global links）」も入っている。このような時間距離圧縮の問題は、ジオポリティカルな次元だけでは分析しきれない。また、これに関連して、Sergio Boisier³⁶が「spaceが連続性を必ずしも持つ必要がないregion」として「バーチャルリージョン（virtual region）」という造語を使っ

て、イシューオリエンティッド（issue-oriented）な地理的に連続しない地域の地域間連携を議論していることも留意しておく必要がある。この概念は、その後のINTERREGⅢCの地域協力のあり方に通じて興味深い³⁷。これら、Copusの非空間的辺境性やBoisierのバーチャルリージョンをも、これからのスペイシャルプランニングでは分析の視角の中にとらえていく必要がある³⁸。

次に3. の「公－私次元」の曖昧さであるが、経済的・政治的資源を有効活用するようなコーディネートが公的な組織と私的な組織の領域を超えて行われ、それらは、主権国家の枠を超える新しいスケールの活動ともなりうる。ここで、Sumの分析枠組みは、規範の異なる行為体の同一空間での曖昧な活動を、一つの枠組みの下で検討する方法論を提供する³⁹。

また、4. のグローバル－リージョナル－ナショナル－ローカルの次元でも、ジオポリティカルな次元では、「地的」な軸は、ヒエラルキー状態を「管轄領域」の入れ子状態によって確保してきたが、地域政策の政策容器としての国家が有効性を失っていく中で、この「地的」な軸も、量的序列が意味を成さなくなり、曖昧になってきている。なお、EU構成国に関して、「地的」の序列を考える際、統治権的な大枠を持った「国家領域」内の序列とEU地域政策の「政策容器領域」としての序列が異なることに留意する必要がある。地方自治制度のあり方は各国によって異なり、「超国家・国家・地方自治体のレベル分け」そのものが単純ではない⁴⁰。EUの統計局にあたるEurostatでは、その混沌を解消する基準として「NUTS（The Nomenclature of Territorial Units for Statistics）」を設け、NUTS1のレベルからNUTS3のレベル、そしてその下位にLAU1・LAU2の5つのレベルに腑分けしている⁴¹。

ジオガバナンス空間では、州レベルの自治体は、EU地域政策の枠組みの中で、自らのアイデンティティを変容させ、単なる国家クライアントとし

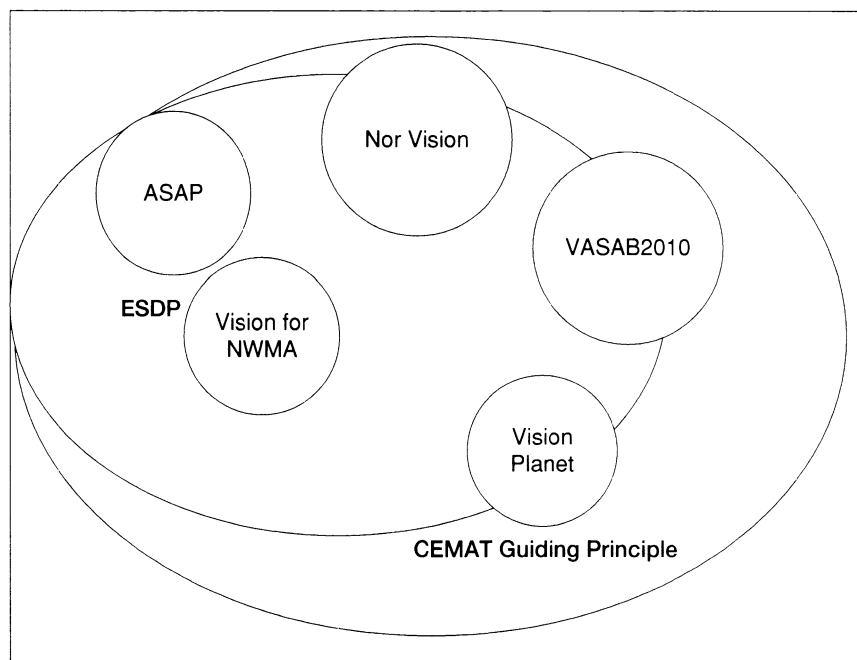
でのアイデンティティだけではなく、固定された垂直的調整を超えて、国際的行為体としてのアイデンティティを戦略的に獲得していく。国家や超国家レベルの行為体、そして、本研究での中心課題となる地方自治体は、その浸る国際社会環境の変化によって、自らのアイデンティティを変容させ、環境に適応した戦略を身にまといながら国際政治を生き抜いている⁴²。例えば、ミクロリージョン・メゾリージョン・マクロリージョンでの越境広域協力は、その3つのレベルや北海・バルト海などの地域でバラバラに行われるのではなく、グランドデザインが基礎に据えられている。このグランドデザインの策定現場、さらには、その政策施行現場が、まさに、ヘテラルキーの行為体のプレイングフィールド(playing field)となっている。そこでは、地方自治体によって、国家形成以前の地域アイデンティティ群が掘り起こされ再読されたり、また、環境や人権などの問題群については、地方自治体が新たなアイデンティティを獲得して、直接、Brusselsの地域政策総局(DG Regio)と交渉を行っている。このように、行為体は、そ

れまで持っていたアイデンティティと新たに獲得したアイデンティティ群、すなわち「マルチプルアイデンティティズ (multiple identities) ⁴³」の中から、政策や段階、相手によって適宜、最適のアイデンティティを表出させ、自ら何ら矛盾することなく、他の行為体との重層的複合的な関係性を築いていく。硬直的な関係性の中で国際社会のあり方を論じる手法、すなわち、国家は国家らしく、地方自治体は地方自治体らしく、そして超国家組織は超国家組織らしくという「ユニアイデンティティ」を不変のものとする分析枠組みの時代は幕を下ろしつつある。ここに、4つの次元の曖昧さを分析の視覚に入れたジオガバナンス概念で越境広域空間を再読する必要性が生じる。

3. 欧州スペイシャルプランニングの検証

3-1. 各スペイシャルプランニングの位置取り

本章では、欧州スペイシャルプランニングがEU地域政策に取り入れられていく過程を、ジオガバナンス概念を用いて検証する。はじめに、欧



筆者作製

図1 欧州スペシャルプランニング

州におけるスペイシャルプランニングのあり方を決定する各基底文書の位置取りを、図を参考にしながら確認しておこう。

図のように、欧州大陸の枠組みを決定するのが、欧州評議会によって策定されたCEMAT基本理念である。これよりも狭いEU地域⁴⁴の枠組みを決定するのがESDPである。このESDPと連携を取りながら、メゾリージョンレベルでは、以下のように、個別のスペイシャルプランニングが立てられている。バルト海沿岸地域ではVASAB2010、中欧・アドリア海・ドヌーブ川流域・南東欧州（CADSES地域）ではVision Planet、北西大都市地域（North West Metropolitan Area: NWMA）ではVision for NWMA、北海沿岸地域ではNorVisionがすでに合意され、大西洋沿岸地域では、ASAP（Atlantic Arc Spatial Planning）が現在、合意に向けて立案作業を進めている。これらは、すべて、国家の枠組みを超えたスペイシャルプランニングであり、政策としてフォーマル化するための装置が必要となる。

ここで、留意しなければいけないのは、スペイシャルプランニングが、「欧州大陸→EU領域→バルト海沿岸域」のようなヒエラルキーを形成してはならず、文書の策定順序も網羅する領域の広い部分から狭い領域へと段階的に策定されていったわけでもなかった点である。時系列的には、スペイシャルプランニングの中では、バルト海沿岸域のVASAB2010が1994年で一番早く、それに続いて、ESDPが1999年、CEMAT基本理念が2000年に採択されている⁴⁵。

以下では、網羅する領域の大きさに従って、欧州大陸規模のCEMAT基本理念、EU地域規模のESDPの順にスペイシャルプランニングの内容を検討していこう。

3-2. CEMAT基本理念：持続可能なスペイシャルプランニング

欧州大陸におけるスペイシャルプランニングの

基礎は、欧州評議会に加盟する国々のプランニング担当閣僚会議であるCEMATが築いてきた。CEMATは1970年にBonnで第1回会合を行って以来、欧州大陸にまたがるスペイシャルプランニングにガイドライン的な方向性を示す「スタンダードセッター」の役割を担ってきている⁴⁶。

1970年9月に開催されたCEMAT第1回Bonn会議の段階で、その後、CEMAT基本理念、ESDPやバルト海・北海などの地域ランドデザインの中で明確になる欧州のスペイシャルプランニングに関する基礎が既に提示されていたことは注目し値する。Bonn会議最終日に採択された「決議2」の第11項には、「経済的發展と環境の保全はひとつの目的を達成するための相互補完的な側面である」と明記されていた⁴⁷。「持続可能な開発（sustainable development）」を国際社会に認知させた『Our Common Future』（World Commission on Environment and Development）、いわゆるブルントラント報告書（The Brundtland Report）が4年間の議論をまとめたのが1987年であることを考えると、CEMATが1970年の段階で、「環境と開発」が切り離せない課題であることを示していたことは、その後のESDPやVASAB2010への展開を考えると意義深い。

また、この「決議2」の中で、注目しなければならないのは、「長期的な視野に立った合理的・制限的な土地開発」が述べられている点⁴⁸、さらには、INTERREG II Cで具体化される「越境政策容器」としてのメゾリージョンの開発に関して、各国の国土開発が不一致を起こしてはならないとの合意も盛り込まれていた点であった⁴⁹。また、この決議には、これらのメゾリージョンには地方自治体が政策立案・施行のプロセス全体を通じて最も適した組織であると指摘し、自治体を通じて市民がスペイシャルプランニングに参加できるように、中央政府が促進するべきであると書かれている。

1983年、CEMATのTorremolinos会議では、『欧州リージョナル/スペイシャルプランニング憲

章（Torremolinos 憲章）』が「決議」として採択された。この中には、ESDPで規定された「スペイシャルプランニング」の定義ほど明確ではないが、その後の欧州スペイシャルプランニングの方向を確定する概念が登場している。この中でCEMATは、「regional/spatial planning」という用語を使用し、地域開発の理念を整理している。

- 1) 社会における経済的・社会的・文化的・生態学的政策の空間的な表現方法
(Resolution 8)
- 2) 戦略に基づいた均衡の取れた地域開発と物理的な空間編成にむけた、学際的かつ包括的アプローチ、科学的分析枠組み、行政的手法、政策 (Resolution 9)
- 3) 特に欧州においては、南北・東西の関係を考慮しながら、国家の枠組みを超えた問題の解決に取り組む方法論、共通のアイデンティティを創出する手だて
(Resolution 10)

Res (83) 7/ 20 May 1983, Final Resolutions adopted by the European Conference of Ministers Responsible for Regional Planning, Torremolinos.

この憲章の目的は、「均衡の取れた社会経済的地域開発、生活の質の向上、自然資源管理と環境保護、適正な土地利用」にあるとされた⁵⁰。1983年のこの段階では、まだ「spatial planning」が「regional/spatial planning」として提示され、欧州レベル独自の越境広域経営的な「spatial planning」の解釈にまで至っていない。しかし、ここで留意しなければいけないのは、後で議論するように、CEMATが、「国土の発展」ではなく「越境する市民生活の質の向上」に着目し、その第1回会議以降、「経済的開発と環境保護は一つの目的に向かうための相互補完的側面」とであると

の認識に立ってきていることである⁵¹。また、「regional/spatial planning」を行う際、市町村、州、国家、欧州の各レベル間のコーディネートと協力が不可欠であることもこの時点で指摘している⁵²。これは、本研究のジオガバナンスの曖昧さの次元の一つに通じるCEMATの取り組みとして、重要な点である。すなわち、市町村、州、国家、欧州の各レベル間の序列の混沌は、ここに明記された協力関係の推進がその端緒になっていることを覚えておかなければならない。

これらの会議で積み重ねられた議論を基に、当時41カ国であった欧州評議会のスペイシャルプランニング担当閣僚によって、欧州大陸の空間構築に人権と民主主義の理念を反映させる目的で「CEMAT基本理念」が策定された⁵³。CEMAT基本理念は、内容として、1983年のTorremolinos憲章に基礎を置きながら、下記のような特徴を持っている。

- 1) 欧州評議会が基本とする理念
 - ・ 人権（文化）
 - ・ 民主主義（市民参加）
 - ・ 持続可能な発展（次世代への責任）
- 2) 大陸間関係のスペイシャルプランニングの捉え方（Pan-European）
 - ・ 欧州大陸が連なるアジアへの目配り
 - ・ アフリカ大陸との関係
 - ・ 旧西側と旧東側の2つのヨーロッパの橋渡し

1) のように、スタンダードセッターとしての欧州評議会の役割は、この文書の中でも再確認されている。人権と民主主義の擁護者である欧州評議会は、スペイシャルプランニングにも人権・民主主義・持続可能な発展などの規範概念を注ぎ込み、例えば、個々の民族や集団の生活様式など、文化の多元性がスペイシャルプランニングでも尊重されるよう明記している⁵⁴。また、国家間協力だけでなく、『欧州自治体憲章⁵⁵』によって自治

体の越境協力が保障されているように、州や市町村も互恵主義や補完性原理に基づいてスペイシャルプランニングに参加することが重要であると説いている⁵⁶。さらに、Torremolinos 憲章でも述べられているように、持続可能な発展が明記され、老朽化した原子力発電所の安全性の確保など、次世代への責任も果たされなければならないと謳っている⁵⁷。このように、CEMATは、欧州評議会がそれまで他の政策分野でも重要視してきた「規範」を、スペイシャルプランニングに注ぎ込む作業を行っている。

2) でまとめたように、CEMAT基本理念が欧州大陸とアジア・アフリカの関係を視野に入れている点は、ESDPやVASAB2010には見られない特徴である。ジオガバナンスの「言説領域」分析の観点から興味深いのは、CEMAT基本理念が「欧州的思想 (European idea)⁵⁸」や「汎欧州的 (Pan-European)」などの欧州大陸的言説を使用して欧州大陸をまとめ、その将来のために、欧州大陸が連なるアフリカ大陸との貿易関係や、西アジアとのエネルギーパイプラインの問題まで広くスペイシャルプランニングに位置づけなければならないことを論じている点である⁵⁹。CEMAT基本理念が、隣接するマクロリージョンとしてのアジア・アフリカも視野に入れたスペイシャルプランニングを組み立てていることは、欧州評議会が、欧州の発展だけでなく、さらに広い観点、すなわち国際社会への「人権」や「民主主義」の普及などから「開発」の問題を捉えていることの査証となろう。これは、欧州だけにとどまらず、国連持続可能な開発委員会との連携につながっていく⁶⁰。

旧西側と旧東側の2つのヨーロッパの橋渡しをスペイシャルプランニングで実施しようと試みている点も、CEMAT基本理念の特徴として挙げられよう。CEMAT基本理念が策定される前に作られたESDPやVASAB2010にも、旧東西欧州の分断に関しては言及がある。しかし、CEMAT基本理念は、問題の深層にまで踏み込んで、スペイシ

ャルプランニングが、旧西側と旧東側の2つのヨーロッパの橋渡しとして成しうる具体的事例に言及している。緊張関係の下でこそ意義のあった旧基地地域や、計画経済の下でこそ繁栄をなした第2次産業都市地域が、冷戦の崩壊によって、基地の撤退や経済効率の低さによる工場の閉鎖が起こり、地域の構造まで変化していることをスペイシャルプランニングに組み込まなければいけないことを明記している⁶¹。

では、ここでジオガバナンスの観点からCEMAT基本理念を検証してみよう。

【1. 言説 — 実態の次元】

前半でも分析したように、欧州評議会が基本とする理念である人権・民主主義・持続可能な発展などの規範的要素が盛り込まれており、具体的なスペイシャルプランニングというより、名称の通り、「基本理念」といえる。スペイシャルプランニングの欧州モデルの骨格を成す言説は、1970年に開始されたCEMATの会議で形成されてきたものであり、これらは、この基本理念が策定される前のVASAB2010やESDPにも反映されている。

【2. 時間 — 距離の次元】

交通網の整備による時間距離圧縮は必要であるとしながらも、同時に、鉄道や船舶による移動手段が環境にやさしい「持続可能な発展」に則している点が明記され⁶²、時間距離圧縮によって得られる利益と、「持続可能な発展」の規範のバランスが図られなければならないことに言及がある。

【3. 公 — 私の次元】

章を設けて、プライベートセクターがスペイシャルプランニングに参加することの必要性を説いている。とりわけ、旧東側地域で市場経済への移行がスムーズに行われ、プライベートセクターに資金が海外からも流入しうよう、公的なセクターがインフラ整備に力を注ぐべき点が強調されて

いる。

【4. グローバル — リージョナル — ナショナル — ローカルの次元】

上で論じてきたように、CEMAT基本理念は、グローバルレベルでは国連持続可能な開発委員会、リージョナルではESDP・VASAB2010など様々な層のスペイシャルプランニングや、欧州評議会の越境協力に関する合意を踏まえた「包括的スペイシャルプランニング」となっている。冷戦の崩壊が欧州大陸にもたらした変化を踏まえ、「多中心的大陸網羅型経済成長モデル (polycentric continent-wide growth model)⁶³」を提示し、スペイシャルプランニングという政策道具を利用して、国家間政治 (international politics) を空間政治 (spatial politics) へパラダイム転換させるスタンダードセッターとしての役割を担った。この「空間政治への転換」こそが、ジオガバナンス発生の端緒であり、そこにある地域主義的戦略がスペイシャルプランニングと言えよう。すなわち、グローバル — リージョナル — ナショナル — ローカルの次元の曖昧さは、国家間政治 (international politics) から空間政治 (spatial politics) へパラダイム転換によってもたらされたと考えられる。

3-3. ESDP : EUの空間経営

1999年5月にドイツのPotsdamで、15構成国の地域計画担当閣僚非公式会議が開催された。この会議において、EU域空間開発の将来展望に関する、一連の担当閣僚会議を結論付けるためにESDPが採択された。ESDPは、それまで、EUの地域地域で個別に進められてきたEU地域政策全体に、スペイシャルプランニングの明確なヴィジョンを提供する初めて⁶⁴の合意文書である⁶⁵。ESDPは、EU全域の地域政策に関わる各機関に、政策立案の基本概念を提供することを意識して作成され、政策や地域のコーディネートを行う際の参考文献となることを目指している⁶⁶。

その内容は、大きく「パートA」と「パートB」の2部で構成されている。パートAでは、第1章で、新たな地域計画の策定が必要となった経緯やESDPの目的を説明し、第2章でESDPと競争政策など他のEU政策との連携の必要性を説いている。第3章ではESDPの中心的規範とも言える「多極的 (polycentric) な地域開発」の具体的な個別政策とそのオプションを示し、第4章では、それらを越境地域協力などの局面で施行することを提言している。第5章では、今後のEUの東方拡大プロセスにおける地域開発の指針を示している。パートBでは、これらを実効力あるものにするための欧州地域開発の現状分析を行っている。

ESDPは、「地域の発展の不均衡」と「縦割り政策の弊害」の状況打破の必要を背景として登場した。1973年の英国のEC加盟時に始まった初期の地域政策は、新規加盟国と既加盟国との国家間地域格差を無くすことを目的としていた。そのため、「国家間の利害調整」に議論が終始し、EC域全体を視野に入れたスペイシャルプランニングは行われず、各国の地域開発は統一した青写真もないままに進行した。その結果、ロンドン・パリ・ミラノ・ミュンヘン・ハンブルグなど20%の面積の大都市部に、GDP全体の50%にあたる経済活動が集中、人口も40%がその地域に密集し、「地域的に、より均衡ある発展 (a spatially more balanced development)」からは程遠い状態になってしまった⁶⁷。この点は、CEMAT基本理念とは大きく異なり、具体的な問題解決、すなわち、バラバラに行われている越境広域のスペイシャルプランニングに包括的な指針を与えて、これらを基準化する必要があった。

さらに、1990年代に進行したグローバリゼーションによって、ECの各政策は、北米や日本との経済競争にさらされていった。その結果、世界に対して競争力をつけるため、ECの各政策領域は様々な共通政策に見られるように、「欧州化 (Europeanization)」を図るようになった。すなわ

ち、グローバリゼーションに対抗して、域内の「地域化」を進展させ統合を深化させたのである。しかし、これらの共通政策は各国共通の政策であっても、多様な政策間の調整やコーディネートは行われてこなかった。その結果、縦割り行政の弊害や予算の重複投下のような事態が生じたのである。そこで、地域政策に関して言えば、交通・情報通信、教育などの社会資本整備を推進するにあたり、他政策領域と連携して総合的に政策を策定する必要性が生じてきた。また、環境問題や越境インフラ整備など地域個別の問題を解決するため、国境にこだわらない越境地域協力を推進する必要も高まってきた。グローバリゼーションの進展によって促進された他政策の欧州化が、Newmanの指摘するように、「地域政策の欧州化(Europeanization of regional policy)」を導く結果となった⁶⁸。ESDPは、以上のような背景から

- ・経済的・社会的結束 (economic and social cohesion)
- ・持続可能な発展 (sustainable development)
- ・EU域の均衡のとれた競争力 (balanced competitiveness of European territory)

の地域経営の3テーマをベースに欧州地域経営のランドデザインとして策定された⁶⁹。

ESDPは、これら3つの目的を達成するために、「政策分野」「行為体⁷⁰」の垣根を越えて縦割りの政策分野別地域開発を廃し、政策のコーディネートを行う地域開発の手法を「政策オプション⁷¹」の中に示している。ここで言う地域政策関連の他政策分野とは、以下の7つである。

- 1) 競争政策 (Community Competition Policy)
- 2) 欧州インフラ整備計画TENs (Trans-European Networks)
- 3) 構造基金 (Structural Fund)
- 4) 共通農業政策 (Common Agricultural Policy)
- 5) 環境政策 (Environmental Policy)

6) 研究・技術開発 (Research, Technology and Development)

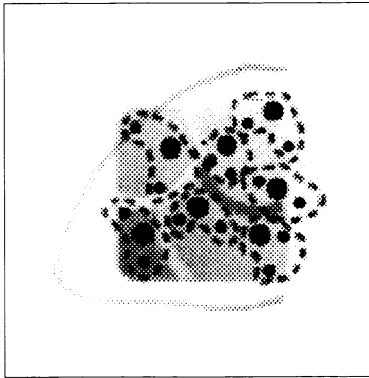
7) 欧州開発銀行融資 (Loan Activities of the European Investment Bank)

CSD 1999 13.

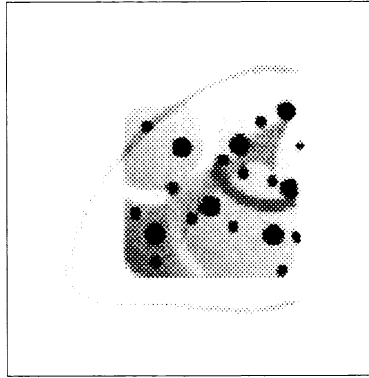
ESDPにとっての課題は、各政策分野での連携を通じて、「都市部と辺境部の利益調整」を達成しながら、「対外競争力」を高めることである。しかし、これまでは、各政策分野での連携不足によって、EU域内では、発展の中心部と周辺部の経済格差が広がってしまった。そこで、内向きには、特に3) 4) 7)などを有効に使いながら、この「都市部と辺境部の格差」を是正するため社会的・経済的結束を意識した施策を実施することが求められている⁷²。これは、ジオガバナンスの時間空間圧縮にも関連する。それと同時に、外向きには1) や6) と連動しながら、EU全体としてアメリカや日本に対して「競争原理下で生き残る力」を高めなければならない。その際、時代の要請として、5)にあるように、「持続可能な発展」をも視野に入れた政策コーディネートが要求されてくるのである⁷³。

ESDPは、中央政府だけではなく、地方自治体政府や民間企業、NGOなど多様な行為体が地域政策の政策決定の議論に加わるべきだと指摘する⁷⁴。この場合、とりわけ、地方自治体の政策決定過程への関与が鍵となる。地方自治体は市民に最も近いレベルの政府であり、地域の状況をよく把握している。地域政策は、地域の状況 (local situation) を勘案しながら、「開発 (development)」と「持続性 (sustainability)」のバランスを考慮しつつ政策を行わなければならない⁷⁵。従って、中央政府以外に、多様な行為体⁷⁶が参加することで、地域に密着した柔軟性のある政策決定過程と政策施行が可能となる⁷⁷。CEMAT基本理念との決定的な違いは、この非国家行為体の招き入れが、ミクロリージョンのINTERREG II Aとメゾリー

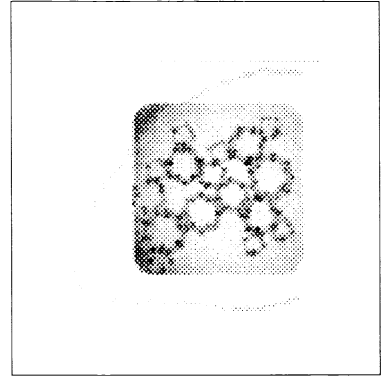
3-1



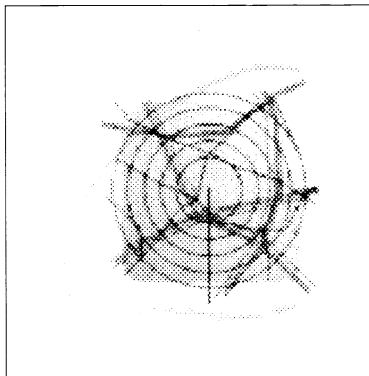
3-2



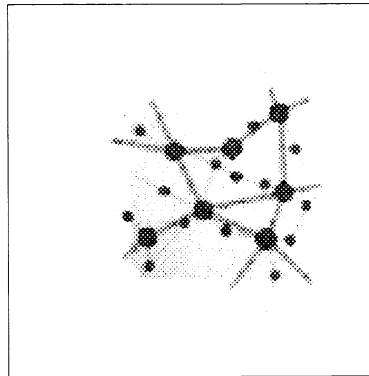
3-3



3-4



3-5



- 3-1 多中心的な均衡の取れたスペイシャルデベロップメント (CSD, 1999, 20)
- 3-2 活動的で魅力的で競争力のある都市と都市圏 (CSD, 1999, 22)
- 3-3 都市と地方のパートナーシップ (CSD, 1999, 25)
- 3-4 運輸リンクと知識へのアクセスに関する統合的アプローチ (CSD, 1999, 26)
- 3-5 多中心的開発モデル (CSD, 1999, 26)

図2 ESDPで使用された概念的表象

ジョンのINTERREG II C、さらに、2000年から2006年のフェーズでは、マクロリージョンのINTERREG III Cによって、法的・資金的に制度面から公式化され、層の序列を越境広域経営の中では崩れている点である。

では、ここでジオガバナンスの観点からESDPを検証してみよう。

【1. 言説 — 実態の次元】

越境広域のスペイシャルプランニングでは、プランニングを概念化した図や具体的な将来構想を示した地図を最終合意文書に載せることは困難を極めた^{78,79}。ESDPでは、1997年6月に出された公

式第1草案では、14の欧州地図が使用され、その内、13頁に「1995年—2025年の人口変動予測地図」が掲載されているだけで他の13図はすべて1990年代中頃のEUの状況を示す「現況地図」であった⁸⁰。ESDP確定版で使用されている13の欧州地図⁸¹はすべて「現況地図」で、第1草案にあった「人口変動予測地図」も削除されていた。ESDPもCEMAT基本理念と同様に参加国にそれを遵守しなければいけない義務はない。しかし、CEMAT基本理念と異なる点は、EU地域政策と密接に連携し、EU地域政策の予算をスペイシャルプランニングに利用できる点である。2000年から2006年の予算規模で見ると、構造基金などの4

つの基金の予算が2130億ユーロ⁸²で、そのうち、70%がオブジェクティブ1と呼ばれる補助金投入優先順位一番の資格を獲得した地域に投入され、11.5%がオブジェクティブ2地域に投入される。スペイシャルプランニングに密接に関係するINTERREGⅢイニシアティブなど4つのイニシアティブには5.35%がまわされ、INTERREGⅢには、48億7500万ユーロ⁸³が支出される。4. の次元で詳しく議論するが、この資金プログラムの具体性は、将来を拘束する可能性のある言説や構想地図・図表の合意を妨げ、図のような抽象概念を示すものになってしまった。

【2. 時間 — 距離の次元】

第5章で、25カ国へのEU拡大が扱われ、新規加盟国との運輸・交通網のことが議論されている。ここで指摘されている重要な点は、これまで

旧東側の運輸・交通網が「東方向」、すなわちロシアに向けて延伸していく戦略が歴史的にとられていたが、加盟後は「西方向」、すなわち、ブルーバナナと呼ばれるEUの産業発展地域に向かって整備されなければならないという点である⁸⁴。この時間距離圧縮の「方向の転換」と、同時に、時間距離圧縮の方法論は道路整備などを中心に行われなければならないことが明記されている。

【3. 公 — 私の次元】

プライベートセクターに関する言及は少なく、ESDPが具体的にスペイシャルプランニングの中で、どのような役割をプライベートセクターに期待するのかは明確ではない。全編を通じて読み込んでも、プライベートセクターに関する期待は、27ページの運輸・交通網の整備に関する資本の期待だけである。11ページで公的・私的な決定者たちが、EU地域空間に与える影響を考慮するガイ

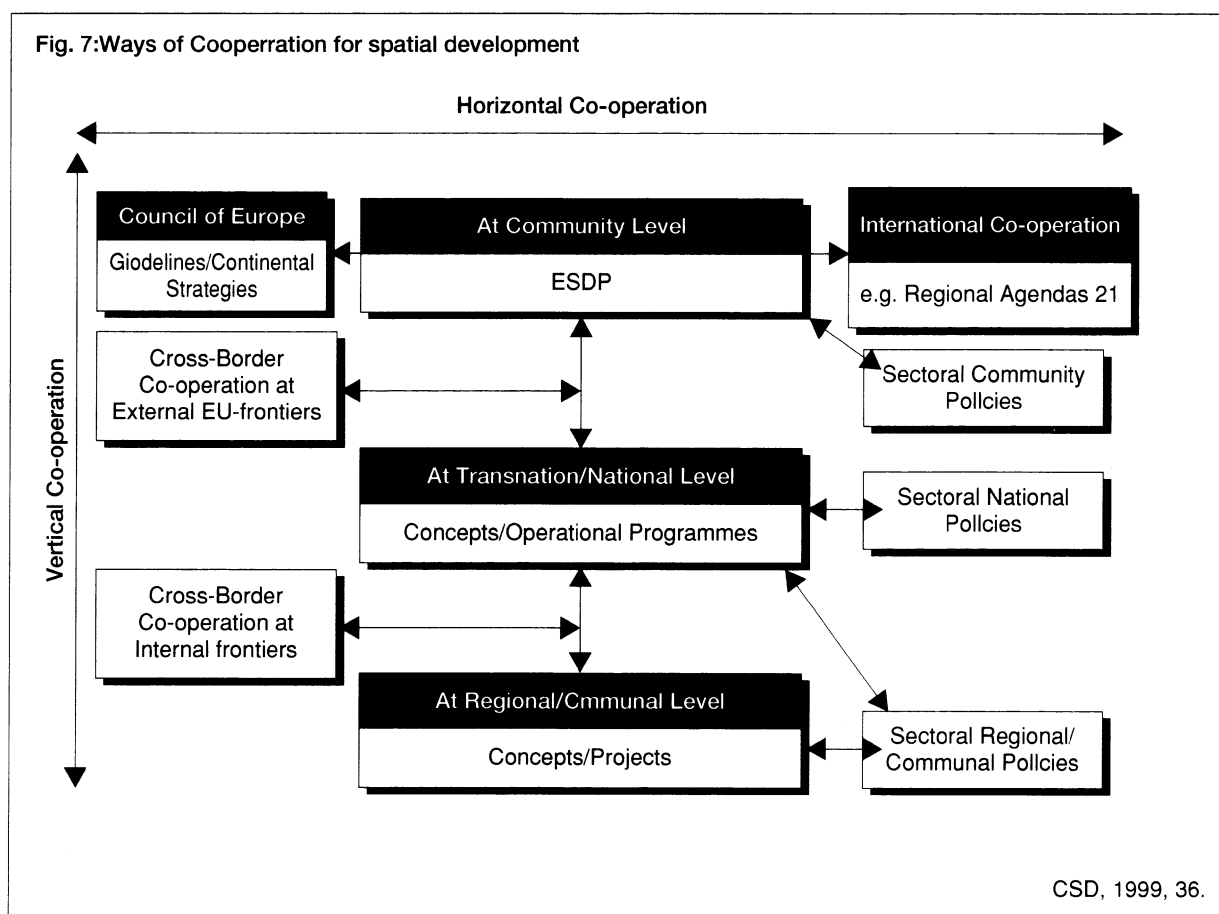


図3 スペイシャルデベロップメントのための協力の方法

ドラインになるべきものであるとしている割には、具体的議論まで至っていない。

【4. グローバル ― リージョナル ― ナショナル ― ローカルの次元】

ESDPでは図のようにリージョナル ― ナショナル ― ローカル間の協力関係が、垂直的・水平的に位置付けられている。これに対し、CEMAT基本理念は、欧州大陸を網羅するスペイシャルプランニングであるため、アフリカ大陸やアジアを視野に入れた「開発」や、国連との連携も考えた「グローバル」の視点を持っている。しかし、ESDPは、EUの持つ「閉じた地域主義」の特徴を体現している。

これは、両者の規範を比較すると明確である。CEMAT基本理念が、「人権」「民主主義」「持続可能な発展（国際社会を念頭）」を規範として設定しているのに対し、ESDPでは、「経済的・社会的結束」「持続可能な発展（EU域を念頭）」「EU域の均衡のとれた競争力」が設定されている。

これから、ジオガバナンス的融解は、ESDPではグローバルレベルまでは想定されていないこと

がわかる。これは、閉じた地域主義、あるいは、入江の危惧する地域主義が国家間の相克に取って代わるだけの現象を示唆しているかもしれない。

4. 結 論

4-1. ヘテラルキー的政治空間と行為体

本章では、CEMAT基本理念とESDPが、Sumの設定した4つの次元の中で、どのように曖昧さを収斂させて、一つの戦略に組み立てられているのかをまとめてみよう。

まず、1の「言説 ― 実態の次元」では、CEMAT基本理念は、「人権」「民主主義」「持続可能な発展」と、これまで欧州評議会が国際社会に示してきた規範を、スペイシャルプランニングの分野でも取り込むことに成功している。CEMAT基本理念に見られるスペイシャルプランニングの規範は、今後、欧州評議会への加盟国が増加した場合でも、齟齬はきたさないし、これらの「人権」「民主主義」「持続可能な発展」規範をグローバルな範囲に広げて解釈しても、矛盾はしない。しかし、一方のESDPでは、内向きな結束・発展・競

表1 スペイシャルプランニングのジオガバナンス的分析

	曖昧となる次元	CEMAT基本理念	ESDP
1	言説 ― 実態	・ 人権 ・ 民主主義 ・ 持続可能な発展	・ 経済的・社会的結束 ・ 持続可能な発展 (EU域を念頭) ・ EU域の均衡のとれた競争力
2	時間 ― 距離	「時間距離圧縮」と「持続可能な発展」の両立	時間距離圧縮の東向きから西向きへの「方向の転換」
3	公 ― 私	旧東側地域で市場経済への移行でのプライベートセクターの役割とスペイシャルプランニングへの参加期待	運輸・交通網の整備に関する資本参加を期待、しかし、他領域では公的セクターが主導
4	グローバル ― リージョナル ― ナショナル ― ローカル	グローバルな国際社会を念頭に置いた融解	EU地域への内向きな融解。 外に向かっていてもそれは、EU拡大を前提とした融解

競争力の確保が唱えられており、ESDPの網羅する範囲内と範囲外の違いが大きい。

2の「時間—距離の次元」についてみると、CEMAT基本理念は「時間軸」でこの圧縮の問題を捉え、持続可能な発展と両立する時間距離圧縮を提言している。一方、ESDPは、時間距離圧縮の東向きから西向きへの「方向の転換」を提言しているように、「空間軸」でこの問題を捉えている。前者が、時間の延伸を志向しているのに比較して、後者は、空間の限定を志向している。

3の「公—私の次元」については、CEMAT基本理念もESDPも、プライベートセクターをスペイシャルプランニングに活かしてきていない。これは、4にも関係するが、依然として、このジオガバナンス空間における主たる行為体が、「ガバメント」行為体であることに由来する。基礎単位となる州も政府組織であるし、CEMATやESDPの会議に参加する国家が国家間交渉の中でプロセスを決定していくことが関係する。別の論文で議論するVASAB2010など、メゾリージョンのスペイシャルプランニングでは、ここの部分に、市民社会的セクターが参加するなど、様相は異なる。

最後の4のグローバル—リージョナル—ナショナル—ローカルの次元については、大きな違いが見られる。CEMAT基本理念では、グローバルな領域のスペイシャルプランニングも視野に入れた議論が展開されている。しかし、ESDPでは、スペイシャルプランニングは閉じた空間の将来構想に限定されており、越境広域のスペイシャルプランニングでありながら、拡大後のEUフロンティアに関する議論はなされていない。

もう一点、「ナショナル」の層をどう相対化するかについて、明確な違いが見受けられる。CEMAT基本理念では、規範そのものが越境に適した普遍的概念であるため、わざわざ、そのことについて越境を担保するフレームワークを必要としない⁸⁵。しかし、ESDPの方は、「経済的・社会的結束」「持続可能な発展」「EU域の均衡のとれ

た競争力」の3つともに、EUの共通政策が内包する新自由主義的な言説と相容れない根本的矛盾を孕んでいる。

これら、4つの次元から、スペイシャルプランニングとしてのCEMAT基本理念やESDPを検証すると、越境によって出現する各次元の「領域の曖昧さ」を収斂させていく基底となる方向性が認められる。CEMAT基本理念は、「開かれたスペイシャルプランニング」を志向し、ESDPは「閉じたスペイシャルプランニング」を志向している。欧州大陸とEU領域という重なった地域空間でのこれらの異なった方向性は、今後、EUがどこまで拡大を続け、それがどのような目的で行われるのかを検証する際の、一つの手がかりになるであろう。

4-2. 今後の研究の進展 — 分析枠組みの応用可能性

「はじめに」でも述べたように、国際社会は「国家と国家の相克」の時代から、「地域主義と地域主義の衝突」の可能性を孕む時代へと突入した。では、そのような時代を切り取る用具として、ここで示した欧州地域開発分野でのジオガバナンス的分析は、どのような意味を持つのであろうか。

EUの統合「拡大」に世間の耳目が集まる今日、EU一点主義的な分析の手法で、その現実を切り取り検討する方法論が幅を利かせている。しかし、EUの大きさも実は、ジオガバナンス的分析手法で示したように、一つの次元に位置する政治空間でしかない。別の言い方をすれば、国家の枠組みでは収まりきらなくなった政治問題解決のための新しい「政策容器」の一つと言ってしまうことも可能であろう⁸⁶。これは、スペイシャルプランニング分野での「課題による空間別解決方法(issue-oriented spatial problem solving)」の登場が、これまでの政治空間とは別の政治空間を設定させたと考えられる。そこで、本論文の議論の根底にあるように、欧州政治空間を扱う際、すべ

での政策イニシアティブがEUレベルの政治空間で始まったのではない、あるいは、その理念が、このEUレベルによって発案されたのではないことを認識しておかなければならない。メゾリージョンレベルのバルト海地域スペイシャルプランニングVASAB2010は、EUレベルの政策にも影響を与えている⁸⁷。また、本論文で議論したように、EUよりも大きな政治空間を扱うCEMAT基本理念の影響も受け、ヘテラルキー的な政策形成が進んでいる。EUスペイシャルプランニングが完全に排他的にならずに政策形成を進めていけるのは、一つの理由として、CEMAT基本理念の「外に開かれた地域主義」概念やVASAB2010の持つ「重層的協力システムの有効性」の示唆が、ESDPの「内向きの国家間主義的地域主義」的傾向を緩和していることを挙げられよう。

グローバリズムに対抗する地域主義は、「EU」や「東アジア」のようなマクロリージョン単層で起きているのではない。ローカルな単位が地域を再編成し、マクロ・メゾ・ミクロの各層が影響関係にありながら、政治地域空間を再編するモーメントを維持し続けることにこそ、分析の焦点があてられなければならない。

2005年12月14日に開催される東アジアサミットでの議論は、単にマクロリージョンでの国家間協力の視点からだけではなく、その地域主義的モーメントを維持する下支えとなる「地域主義のヘテラルキー的政治空間」の視点からも考える必要がある。東アジアサミットで議論される「東アジア共同体」構想は、国家間の協力議論だけでなく、ヘテラルキー的政治空間の観点から、「地域空間」に「意味」が注ぎ込まれなくてはならない。「言説—実態」の次元では、この環日本海地域がどのような規範を提示することができるのか、構想段階で一番、要求されているのは、この部分であろう。CEMAT基本理念がスペイシャルプランニングに注ぎ込んだ「人権・民主主義・持続可能な発展」に比較し、どのような地域開発上の環日本

海的規範が存在しうるのか。そして、それらは、この地域のグランドデザイン作りに注ぎ込まれるのか。さらに、その規範にそって、地域が個々のミクロリージョン・メゾリージョン・マクロリージョンの各地域アイデンティティの特殊さを維持しながら一つの政治空間を形成することができるのか問われている。

「時間—距離」の次元では、発展の格差が生み出す新たな「時間—距離」格差が問題となろう。これは、東アジア地域・環日本海地域・さらに小さな越境地域すべてが抱える問題である。越境広域の出現によって、その地域の「中心」が単なる国家の中心から越境広域の中心にずれることで、時間距離圧縮の「方向転換」が、経済的発展の多様性をこの地域に示すであろう。しかし、同時に、CEMAT基本理念が細心の注意を払ったように、旧共産主義経済地域と資本主義経済地域を融合させる過程で、「時間距離圧縮と持続可能な開発」の両立を目指す困難にも直面するであろう。これは、「公—私」の次元でも、同様に、グランドデザイン作りを行う際の公的セクターの主導と、実際のプロジェクトへの私的セクターの参加促進のバランスを見極めていかなければならない。

「グローバル—リージョナル—ナショナル—ローカル」の次元では、この東アジアの地域主義や環日本海地域主義の方向性が、グランドデザイン作りの過程で問われるであろう。アメリカのグローバル戦略にのった「グローバルレベルまでの完全なる融解」を意図するのか、それとも、ESDPが示したように、グランドデザインが東アジアの地域や環日本海地域の「内向きな融解」を前提とするのか、あるいは、CEMAT基本理念が示したように、地域でまともながらも「地域主義の相克には発展させない装置」を仕掛けた方向性を示すのか。いずれにしても、グランドデザイン作りに「ナショナル」より小さな「ローカル」のレベルの行為体が参加し、その特殊性やアイデンティティが色彩豊かに反映されていかなければ

ならないことは自明である。北東アジア地域に関しては、NIRA（総合研究機構）が進める先駆的研究プロジェクト「北東アジアランドデザイン研究」に、さらに、自治体や市民の視点が盛り込まれ、「ポスト東アジア共同体」構想とも言える「ヘテラルキーのランドデザイン」が共同体構想に先駆けて始動することが期待される⁸⁸。「言説—実態」領域の行為体のせめぎあいは、すでに幕が切って落とされていると言えよう。

- 1 Ernst B. Haas, Turbulent Fields and the Theory of Regional Integration, *International Organization*, 30 (2), 1976, pp. 173-212. 原文は、“We should not equate complexity with absence of knowledge.”
- 2 MLGについてMarksらの議論は、Gary Marks, Structural Policy in the European Community, in Alberta M. Sbragia (ed.), *Europolitics: Institutions and Policymaking in the New European Community*, Brookings Institution, 1992, pp.191-224. Gary Marks, Structural Policy and Multilevel Governance in the EC, in Alan Cafruny and Glenda Rosenthal (ed.), *The State of the European Community*, Lynne Rienner, 1993, pp.391-410. Gary Marks, Liesbet Hooghe, and Kermit Blank, European Integration from the 1980s: State-Centric v. Multi-level Governance, *Journal of Common Market Studies*, 34(3), 1996, pp. 341 -378. Liesbet Hooghe, *Cohesion Policy and European Integration: Building Multi-level Governance*, Oxford University Press, 1996.を参照されたい。硬直的なガバメントの層にのみ分析が集中していることに対する批判を受けてMarksらがMLGモデルに修正を加えた「MLGタイプ1とタイプ2」は、Gary Marks and Liesbet Hooghe, Contrasting Visions of Multi-level Governance, in Ian Bache and Matthew Flinders (ed.), *Multi-Level Governance*, Oxford University Press, 2004, pp. 15-30.に詳しい議論が展開されている。
- 3 M.C. Escher, and J. W. Vermeulen, “Escher on Escher: Exploring the Infinite”, Harry N Abrams, 1989. M.C.エッシャー著・板垣巖夫訳『無限を求めて—エッシャー、自作を語る』朝日新聞社、2002年、187ページのEscherの言葉は、国境を相対化する作業に腐心する欧州委員会の地域政策総局に国境の意味を再認識させるよい警句となろう。

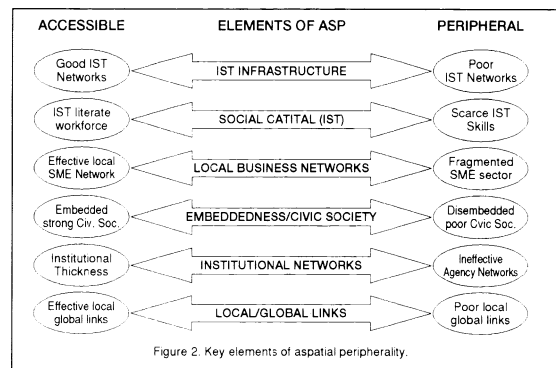
「だれにとっても境界線を意味しない一本の線を引

くことはできません。すべての線はひとつのまとまりを複数の分割します。それがどんなかたちだろうと、純粋な円だろうと、偶然できたしみだろうと、すべての閉じた輪郭線は、内部と外部の概念を生み出します」

- 4 Quoted in Liesbet Hooghe and Gary Marks, Types of Multi-Level Governance, *European Integration Online Papers*, 5 (11), 2001, p.8.
- 5 Bob Jessop, Governance Failure, in Gerry Stoker (ed.), *The New Politics of British Local Governance*, MacMillan, 2000, pp.11-32. メタガバナンスについては、邦文では、日高昭夫『地域のメタ・ガバナンスと基礎自治体の使命——自治基本条例・まちづくり基本条例の読み方』イマジン出版、2004を参照。
- 6 この概念についての網羅的な議論は、三浦聡「ヘテラーキカル・ソサエティ」『季刊国際政治 国際関係の制度化』第132号、2003年、58-76ページが詳しい。ここで三浦は、現在の国際社会は「アナーキカル・ソサエティからヘテラーキカル・ソサエティへの移行期にあるのではないか」との問いをたて、グローバルコンパクトを例に検証を進めている。結論として、三浦は、「現在の世界システムは、アナーキー（国家間政治・市場）、ハイアラーキー（アメリカの覇権、官僚制度）、ヘテラーキー（多様な権威、ネットワーク）が混在している」との見解を示している（同上、70ページ）。
- 7 Jessopは、ヒエラルキーからヘテラルキーへの国際社会の変化の議論をさらに進めて、この混沌状態を「メタガバナンス」の概念を用いて分析している。詳細は、Bob Jessop, *Governance and Metagovernance: On Reflexivity, Requisite Variety, and Requisite Irony*, Lancaster: Department of Sociology, Lancaster University, 2002 at <http://www.comp.lancs.ac.uk/sociology/papers/Jessop-Governance-and-Metagovernance.pdf> Accessed on 13 March 2005. また、メタガバナンス概念をMLGに応用したMLGメタガバナンスについては、Bob Jessop, Multi-Level Governance and Multi-Level Meta-Governance, in Ian Bache and Matthew Flinders (ed.), *Multi-Level Governance*, Oxford University Press, 2004, pp. 49-75. に詳しい議論が展開されている。
- 8 ただし、すべての自治体が、このヘテラルキー化を歓迎し、そのジオガバナンスシステムの中でアイデンティティを変容させ、政策的適応を図っているわけではない。フィンランドのオーランド嶋政府のように、国家から特別の自治権を保証されている自治体は、依然としてウェストファリ的なヒエラルキーの中で、「特別な地位」として国家と同列の権利を有することを志

- 向する。詳細は、拙稿「越境広域経営と旧世代国際的行為体 — オランダ嶋政府の戦略を手がかりに」、古城利明編『リージョンの時代と嶋の自治』中央大学出版会（2005年出版予定）を参照されたい。
- 9 Stanley Hoffman, *Obstinate or Obsolete? The Fate of the Nation-State in Western Europe*, Daedalus, vol.95, 1966, p.889. この論文の中でHoffmanは、the balance sheet of the “European experiment” という表現を用いて、その時点までの欧州ガバナンスの変容をまとめている。その後、Helen Walleceらが、EUが実験場であると言う表現を用いているが、1966年の段階で、脱国家行為体が欧州ガバナンスに与える影響を示唆している点で、このHoffmanの論文は「欧州の実験」としてのガバナンスのあり方に着目した嚆矢としての役割を果たしたと言える。
 - 10 地域空間グランドデザインについても、グランドデザインとグランドデザインが相克するのではなく、それらが、フロンティアでは「のりしろ」のように重なり合いながら国際社会を形成する必要がある。INTERREG II Cに始まったメゾリージョンの地域協力プロジェクトでは、例えば、アトランティックアーク（大西洋沿岸地域）プログラムと北海沿岸地域プログラム、さらには、北海沿岸地域プログラムとバルト海沿岸地域プログラムの間に、2つのプログラムに参加する重複地域の地方自治体を意図的に設けている。これによって、メゾリージョンとメゾリージョンの利益対立を回避し、同時に、重複地域を通じて情報交換がスムーズに行われることを意図している。
 - 11 これまでの欧州でのあり方をみると、Haasが指摘するように、地域を統合する「機能」が自立的である（Haas, 1961, 374）とすると、EECによる経済統合が順調に行かなかった場合、EURATOMのような他の機能に重心が移され、そこで平和構築のための統合が模索される可能性があった。ここには、「地域協力の方法論の豊かさ」に裏打ちされた平和構築のための「連続充填可能なシステム作り」が意識され、それらは、Haasの意識する超国家レベルのみならず、国家間、あるいは、地方自治体レベル、そして市民社会レベルの様々な行為体によって模索され続けてきた。その現実を踏まえ、欧州統合研究でも豊富な研究成果とともに様々な角度から、「統合」の現実を分析する議論が繰り返されてきている。我々は、そのような観点を踏まえて、欧州統合プロセスからのファインディングスを他の地域に読み替え、地域と地域の対立しない平和構築のための連続充填可能なシステム作りに貢献せねばならない。
 - 12 入江昭「地域秩序の時代へ」『朝日新聞』、2005年3月2日 夕刊2版14面。
 - 13 Anti Passi, *Boundaries as Social Practice and Discourse: The Finnish-Russian Border*, *Regional Studies*, 33(7), 1999, p.670.
 - 14 Fritz W. Scharpf, *The Joint-Decision Trap: Lessons from German Federalism and European Integration*, *Public Administration*, vol.66 Autumn, 1988, p.240.
 - 15 Helen Wallace, *Europeanisation and Globalisation: Complementary or Contradictory Trends?*, *New Political Economy*, 5(3), 2000, p.369 and p.376.
 - 16 Thomas Risse-Kappen, *Structures of Governance and Transnational Relations: What have we learned ?*, in Thomas Risse-Kappen(ed.), *Bringing Transnational Relations Back in: Non-State Actors, Domestic Structures, and International Institutions*, Cambridge University Press, 1996, pp.66-67.
 - 17 Sumは、1997年発表の‘Time-space embeddedness and geo-governance’の中では、このような空間ガバナンス分析の枠組みを‘geo-governance’の造語を使って説明している。しかし、その2年後に執筆した‘Rethinking Globalization: Re-articulating the spatial scale and temporal horizons of trans-border spaces’では、この‘geo-governance’にさらに詳細な時間・空間概念を導入し、この分析枠組みを発展させて、‘time-space governance’と言い換えて使用している。これは、彼女のtime-space approachを‘geo-governance’概念に組み入れ、「言説—実態の次元」を付加したものである。本論文でも、本来は、この研究の発展過程を尊重し、‘time-space governance’を使わねばならないところだが、その前に‘time-space’の議論を行わなければならないため、ここでは、‘geo-governance’で統一を図りたい。‘time-space’の詳細な議論は、拙稿「時空封理論の検証と今後の展開 — 時空封理論におけるアイデンティティの概念をエスニックアイデンティティ・ナショナルアイデンティティと比較・再考察する試み」『社会科学研究科紀要 別冊』第3号、1999年、149-166ページを参照いただきたい。
 - 18 本来、『CEMAT基本理念』、『ESDP』、『VASAB2010』などは冊子の形態をとった国家間合意文書であり、ここでの書き方のように二重カギカッコをつけて表記すべきである。しかし、これまでの欧州の先行研究でも、それらは、文書というより、政策パッケージとしてとらえられており、クォーテーションはつけられていない。本論文でも、この段落以降はそれに従い、二重カギカッコなしで表記する。
 - 19 CEMAT (2000) 2, *European Conference of Ministers responsible for Regional Planning (CEMAT), Guiding Principle for Sustainable Development of the European Continent*, Hanover, CEMAT.

- 20 このMLGの詳細な検討は、拙著『EU地域政策と欧州ランドデザイン — 国際的行為体のマルチプルアイデンティティズの検証 —』（東海大学出版会、2006年出版予定）に掲載予定である。そちらを参照されたい。
- 21 European Commission, *The EU Compendium of Spatial Planning Systems and Policies*, European Commission, 1997, pp.23-24
- 22 *ibid.*, p.24.
- 23 Doreen Massey, *Space, Place, and Gender*, Polity Press, 1994, p.5.
- 24 David C. Perry, Making Space: Planning as a Mode of Thought, in Helen Liggett and David C. Perry ed., *Spatial Practices: Critical Explorations in Social/Spatial Theory*, Sage, 1995, p.211.
- 25 笠真希「オランダ」、民間都市開発推進機構都市研究センター編『欧米のまちづくり・都市計画制度－サステイナブル・シティへの道』ぎょうせい、2004年、268ページでは、「spatial planning」を「空間の計画」と訳している。
- 26 Andreas Faludi, The European Spatial Development Perspective (ESDP): An Overview, in Andreas Faludi(ed.), *European Spatial Planning*, Lincoln Institute of Land Policy 2002, p.6.
- 27 欧州地域政策においてNUTS2にあたる領域を指す。これは、おおよそ、各国の州レベルの大きさの領域に相当する。
- 28 詳細な議論は、拙著『国際的行為体とアイデンティティの変容 — 欧州沿岸地域会議と共通漁業政策をめぐって』成文堂、2000年を参照されたい。
- 29 Glenn Hook, and Ian Kearns (ed.), *Subregionalism and World Order*, MacMillan, 1999. Ngai-Ling Sum, and Markus Perkmann (ed.), *Globalization, Regionalization and Cross-Border Regions*, Palgrave, 2002. Shaun Breslin and Glenn Hook (ed.), *Microregionalism and World Order*, MacMillan, 2002. などで使用されている。
- 30 Geo-governanceの用語は、Sum以前には、国際法学者のFalkが、社会的・政治的・経済的・文化的配置を統合するトランスナショナルなガバナンスを指して使用している。その際、Falkも国家の統治権の相対化が起こったのちに、このGeo-governanceが発生することを指摘している。Falkは、Geo-governanceの形態として、Humane GovernanceとInhumane Governanceを取り上げて、国際社会がHumane Governanceに向かわなければならないことを考察している (Richard A. Falk, *On Humane Governance - Toward a New Global Politics - A Report to the World Order Models Project*, Polity Press, 1995, pp.1-6, pp.9-10 and pp.79-82)。Imberも、Falkと同様に、国連などで使用される「ガバナンス」概念を、脱国家的な流れの中であらえたものである (Mark Imber, *Geo-Governance without Democracy? Reforming the UN System*, in Anthony. McGrew(ed.), *The Transformation of Democracy*, Polity Press, 1997, pp.217-222)。これらのジオガバナンス概念は、人道的規範を中心とし、Sumの考える国際政治経済学的な分析用具として「地的」なガバナンスを使用するのとは意味が異なる。
- 31 Ngai-Ling Sum, The “Geo-Governance” and “Embeddedness” of Cross-Border Regional Modes of Growth: Some Theoretical Issues and the Case of “Greater China”, in Fikret Adaman and Pat Devine ed., *Economy and Society: Money, Capitalism and Transition*, Black Rose Books, 2001, pp.248-283.
- 32 「越境広域」の用語は、多賀秀敏教授が研究代表の早稲田大学国際共同研究（課題番号2002C-008）『地方自治体主導型地域主義の研究 — 欧州・アジア・北米型モデルの比較分析』（同名報告書、2004年）の中で、同代表が、本論文で定義したマクロ・メゾ・ミクロリージョンの地域概念をすべて内包した「国境を跨いだ地域」を指して名付けた概念である。「越境広域経営」は、それらの地域を戦略的にどのように組み立て、地域協力を統合的に進めるかを分析する枠組みである。この越境広域経営の概念とJessopのメタガバナンス概念の比較検討については、紙面の関係で別の機会に譲りたい。
- 33 拙稿「越境広域経営計画（ランドデザイン）と地方自治体の役割 — 北海沿岸地域の『ノルヴィジョン (NorVision)』のケース —」『自治体国際化フォーラム』169号、2003年を参照。現在、NorVisionについては、2005年10月1日出版を目指して、翻訳作業が進められている（多賀秀敏監修、柑本英雄監訳・解題、田中麻衣・江口昌樹訳、社団法人新潟県地域総合政策研究所）。翻訳入手希望の方は、社団法人新潟県地域総合政策研究所か筆者に連絡をされたい。



34 別紙で詳しく議論するように、EUは地域政策のイニシ

- アティブとして、INTERREGプログラムを導入し、越境広域のスペイシャルプランニングに基づいた地域作りを推進している。現在展開されているINTERREGⅢのフェーズでは、「線」としての国境を挟んだ地域の協力を推進するⅢA、海や山などの「面」としての地域概念を重要視したⅢB、EU全域を対象としながらも東西南北それぞれのブロックからissue orientedな問題群を抽出した「全体的」地域協力をサポートするⅢCが進行している。EUは、Ⅲに続く次期フェーズでは、ⅣではなくINTERREGを格上げしてオブジェクティブに組み込む準備を進め、その地域政策を自在に変化させながら、「これでもか、これでもか」と国境を相対化させる試みを続けている。ここで注意しなければならないのは、EU地域で起きている行為体秩序の「ヘテラルキー」化は、垂直的な秩序の融解だけではなく、水平的にも進行している点であろう。INTERREGⅡC・ⅢBと地域グランドデザインについての詳しい議論は、拙稿「欧州地域協力の主体の変容—「リージョナルとナショナル」から「サブリージョナル」へ：INTERREG2C地域プログラムの比較考察」『環日本海研究』2000年、第6号、および、拙稿「バルト海グランドデザインVASAB2010の研究—INTERREGⅡCによるフォーマル化のプロセスをめぐって」『人文社会論叢』（弘前大学人文学部、14号、2005年8月発行）を参照されたい。
- 35 Andrew K. Copus, From Core-Periphery to Polycentric Development: Concepts of Spatial and Aspatial Peripherality, *European Planning Studies*, 9(4), 2001, pp.539-552.
- 36 Sergio Boisier, Regionalization Processes: Past Crisis and Current Options", *CEPAL Review*, no.52, 1994, pp.177-89.
- 37 特に、ibid. p.187の表にあるvirtual regionの特徴のまとめを参照されたい。
- 38 前注34で述べたINTERREGⅢCは、まさに、このバーチャルリージョンをEU域の中に越境的に作り上げ、その地域間協力を促すプログラムである。
- 39 「認識の次元」については、多賀秀敏「国際社会における社会単位の深層」『国際社会の変容と行為体』成文堂、1999年、412ページを参照されたい。時間・空間に加えて、認識の軸で行為体のアイデンティティのマルチプリシティが明確に整理されている。欧州スペイシャルプランニング分野では、法的整備・予算処置の2つの問題が入るため、依然として、EU・国家・地方自治体などが組み込まれる「スペース(space)のスケール」の意味が重いことを、念頭において議論されなければならない。
- 40 各層のレベルで、プランニングの管轄者が異ったり、それらのプランニングに「持続可能な発展」の概念が関わっているのか、に関する我が国での研究は、民間都市開発推進機構都市研究センター編『欧米のまちづくり・都市計画制度—サステイナブル・シティへの道』ぎょうせい、2004年と、岡部明子『サステイナブル・シティ—EUの地域・環境戦略』学芸出版、2003年が詳しい。特に、市町村、州、国家の各レベル管轄権の錯綜についての整理は、笠、前掲書（注25）、273ページと、松本忠「北欧」民間都市開発推進機構都市研究センター編『欧米のまちづくり・都市計画制度—サステイナブル・シティへの道』ぎょうせい、2004年、306-313ページを参照されたい。スペイシャルプランニングは、各国内の地方自治制度のあり方とも密接に関係する。その制度比較は、竹下譲監修・著『新版 世界の地方自治制度』イマジン出版、2002年が詳しい。
- 41 EU地域政策における「政策容器領域」基準（地域政策用ユニット基準）としてのこの違いは、ルクセンブルグのような面積の小さな国家と、英国のような面積の大きな国家に当てはめてみると明白である。英国ではCountryレベルのユニットである。その下位にNUTS1としてのScotlandがあり、その中にNUTS2としてNorthern Eastern Scotlandがあり、この地域はNUTS3のユニットであるAberdeen CityとAberdeenshireとNorth East Morayによって構成される。一方、ルクセンブルグは、Countryレベルのユニットであると同時にNUTS1であり、また、NUTS2でもありNUTS3でもある。地域政策の重点資金投入資格のオブジェクティブ1のステイタスは、このNUTS2の大きさの地域に投入される。Council Regulation (EEC) 2052/88 on the Tasks of the Structural Funds, 1988 O.J. (L 185). および、Council Regulation (EC) 1059/2003 on the Establishment of a Common Classification of Territorial Units for Statistics (NUTS), 2003 O.J. (L 154).
- 英国のコーンウォール州は、このNUTS2ユニットの組み換えを地域戦略的に行って、オブジェクティブ1のステイタスの獲得に成功した。それまでは、歴史的にアングロサクソン系のイングランド地域の一部であるDevon州と連携し欧州委員会などへの政治的アプローチを取ってきたが、ケルト系地域としてのアイデンティティを前面に押し出して、DevonとNUTS2の区分けを分割することで、住民一人当たりGDPがEU平均の75%以下の基準をクリアし、オブジェクティブ1のステイタスの獲得した。詳細は、拙稿「ケルトの現代性：選択されるコーンウォールのアイデンティティ」池田雅之編『共生と循環のコスモロジー—日本・アジア・ケルトの基層文化への旅』成文堂、2005年を参照されたい。

- 42 拙著、前掲書（注28）。
- 43 マルティプルなアイデンティティをこのように複数形表現する方法論は、中央大学文学部新原道信教授を主任研究者とする「21世紀“共成”システム構築を目的とした社会文化的な“島々”の研究」研究会（2005年4月23日、於 中央大学社会科学研究所）での横浜市立大学石川文也助教授との議論に示唆を得た。その議論の場を提供くださった新原教授と、示唆を与えてくださった石川助教授に、記して感謝の意を表したい。
- 44 EUでは、マーストリヒト条約第B条で「均衡の取れ、かつ、持続可能な経済的社会的発展（to promote economic and social progress which is balanced and sustainable）」が明記され、アムステルダム条約では初めて「均衡の取れた持続可能な発展（balanced and sustainable development）」（第1条の5）「調和と均衡の取れた持続可能な発展（harmonious balanced and sustainable development）」（第2条の2）の文言が付加された（Amsterdam Treaty, art. 1-5. and 2-2.）。
- 45 ESDPは策定の段階で、VASAB2010の成果を取り入れているし、CEMAT基本理念もESDPやVASAB2010の成果を網羅している。
- 46 例えば、越境協力に関しても、EUが地域政策でINTERREGプログラムに着手するはるか以前の1980年に、*European Outline Convention on Transfrontier Co-operation between Territorial Communities or Authorities* (Madrid, 21.5.1980), Council of Europe, European Treaty Series No.106に合意するなど、その礎を築いてきた。
- 47 原文は、Economic development and preservation of the environment are two complementary aspects of a single aspiration.である。
Res(70)11 /11 September 1970: Factors to be taken into account in promoting balanced regional development in Europe, European Conference of Ministers Responsible for Regional Planning (Bonn, 9 - 11 September 1970) Final Resolution Unanimously adopted by the Conference.
- 48 *Ibid.*, para.17.
- 49 *Ibid.*, para. 36(b).
- 50 Res (83) 7/ 20 May 1983, Final Resolutions adopted by the European Conference of Ministers Responsible for Regional Planning, Torremolinos, no.14-17.
- 51 The European Conference of Ministers Responsible for Regional Planning Res (70) 11/ 11 September 1970, Final Resolutions adopted by, Bonn, no.11.
- 52 Res (83) 7/ 20 May 1983, Final Resolutions adopted by the European Conference of Ministers Responsible for Regional Planning, Torremolinos, no.21.
- 53 CEMAT(2000)2, Guiding Principles for Sustainable Spatial Development of the European Continent, Hanover, September 7 and 8, 2000, p.1.
- 54 *Ibid.*, p.4.
- 55 European Charter of Local Self-government, Strasbourg, 15.10.1985, Council of Europe, European Treaty Series No.122. とりわけ、第10条の3「自治体が連携する権利」では、他国の自治体と越境協力を行うことが認められている。
- 56 CEMAT(2000)2, Guiding Principles for Sustainable Spatial Development of the European Continent, Hanover, September 7 and 8, 2000, p.19.
- 57 *Ibid.*, p.11.
- 58 *Ibid.*, p.20.
- 59 *Ibid.*, p.4.
- 60 *Ibid.*, p.2.
- 61 *Ibid.*, p.16.
- 62 *Ibid.*, p.10.
- 63 *Ibid.*, p.5.
- 64 ESDP以前にも、EU地域経営の理念が、“EUROPE2000”や“EUROPE2000+”の中で、部分的には述べられている。これら各文書の歴史的連関については、多賀監修・柑本監訳・解題、田中・江口訳前掲書（注33）の年表とその議論を参照されたい。
- 65 Andreas Faludi, The European Spatial Development Perspective - What Next?, *European Planning Studies*, 8(2), 2000, p.239.
- 66 Richard H. Williams, Constructing the European Spatial Development Perspective — For Whom?, *European Planning Studies*, 8(3), 2000, p.358.
- 67 CSD (Committee on Spatial Development), *European Spatial Development Perspective: Towards Balanced and Sustainable Development of the Territory of the European Union*, CSD, 1999, p.8.
- 68 Peter Newman, Changing Patterns of Regional Governance in the EU, *Urban Studies*, 37(5-6), 2000, p.895.
- 69 CSD, op.cit., p.10, and Rob Atkinson, The Emerging ‘Urban Agenda’ and the European Spatial Development Perspective: Towards an EU Urban Policy?, *European Planning Studies*, 9(3), 2001, pp.389-390.
- 70 Copusのように、「space」を超えて「aspatial」な地域政策を将来的には行う必要があるとの議論も留意しておかなければならない。Andrew K. Copus, From Core-periphery to Polycentric Development:

Concepts of Spatial and Aspatial Peripherality, *European Planning Studies*, 9(4), 2001, pp.539-552.

ESDPでも交通情報通信などのインフラ整備計画「TEN (Trans European Network)」との連動で、情報通信網の整備によって辺境地域の「空間的辺境性 (spatial peripherarity)」を克服することができると将来的展望が述べられている。

- 71 政策オプション (policy options) は、3 章「EU域における政策の目的とオプション」で述べられている具体的な政策の施行形態である。オプションとなっているのは、ESDPそのものが各国や自治体に対して強制力を持たないためである。
- 72 競争原理にも勝ち残ることができる都市部と、競争原理によって疲弊の度合いが増す可能性のある辺境部の利害が、地域政策の資源分配で対立する。辺境部が、かつて国境を越えて共有していた民族的・文化的な「共通のセンチメント」を復活させてまで地域協力を推進する理由がここにある。
- 73 ESDPは、1987年の国連“Brundtland Report”に示された「持続可能な発展」や、欧州連合“Natura 2000”に示されている「自然環境保全」を政策の中で具体化することを意識している (CSD, op.cit., p.10 and 17)。
- 74 CSD, op.cit. p.11.
- 75 Ibid.
- 76 Archeは、都市部の地域開発に関するこの論文で、様々な行為体が地域ガバナンスに参加することの重要性と、企業のようなプライベートセクターが地域ガバナンス形成に参加し、競争原理にガバナンスのルールが偏ってしまう新自由主義の短所も同時に指摘している。
- 77 Peter Ache, Vision and Creativity-Challenge for City Regions, *Futures*, 32, 2000,p. 445.
- 78 Interview with Mr. Michel-Eric Dufeil, Head of Unit for Interventions in Germany in the Commission's Directorate-General for Regional Policy, in Brussels, Belgium (May.7, 2003). Dufeil氏はESDP文書の実質執筆者の一人で、策定過程で、これらの表象がどのように削除されていったかについて、インタビューを行った。このインタビューは、EUVP (European Union Visiting Programme) によって実現した。欧州委員会駐日代表部田中京子氏に記して感謝する。
- 79 スペイシャルプランニングで将来構想地図や図表を示すことの困難についての詳細な議論は次の論文が詳しい。Dühr, Stefanie, Illustrating Spatial Policies in Europe, *European Planning Studies*, 11(8), 2003, pp.929-947.
- 80 DG MATPEIIKA European Commission, *European*

Spatial Development Perspective: First Official Draft, Office for Official Publications of the European Communities, 1997.

- 81 INTERREG II Cの7 メゾリージョンプログラムについての地図は、本来、一つの欧州地図の上に載せられるものであるが、ここでは見やすいように腑分けしてあったため、一つとカウントした (DG MATPEIIKA European Commission, op.cit., p.41.)。
- 82 2005年4月7日現在の為替相場 (€1 = ¥139) で、約29兆6070億円。
- 83 2005年4月7日現在の為替相場 (€1 = ¥139) で、約6776億円。
- 84 CSD, op.cit., pp.46-51.
- 85 もちろん、ロマの人権問題や中東からの移民問題など、理念を現実化するシステムをサポートする必要はあるが、「理念そのものを普及させる」ところからではない。
- 86 拙著、前掲論文(注34)「バルト海ランドデザイン VASAB2010の研究 — INTERREG II Cによるフォーマル化のプロセスをめぐって」。
- 87 同上。
- 88 神野 直彦・澤井 安勇『ソーシャル・ガバナンス 新しい分権・市民社会の構図』東洋経済新報社、2004年を参照。NIRA (総合研究機構) が進める北東アジアランドデザイン研究プロジェクトに、この筆者澤井教授の実地での自治体運営での実績・経験や研究成果が盛り込まれていることは注目に値する。

謝 辞

本稿を査読くださったお二人の先生方に、この場を借りて、有益な示唆を頂戴したことの御礼を申し上げたい。お一人の先生からご指摘いただいた「用語のカタカナ使いを日本語訳に当てはめる作業の必要性」については、本論題の「スペイシャルプランニング」と「ジオガバナンス」そのものの訳出から挑まなければならないという今後の課題を頂戴したと受けとめている。日本での研究が端緒についたばかりの分野であるので、これからの研究動向を見極めながら、訳を定めていくことに努力をしていきたい。

(2005年4月25日 投稿論文)

A Study of Visions of Trans-national Spatial Planning from the Perspective of the Analytical Framework of Geo-governance

— A Comparative Study of the CEMAT Guiding Principle and ESDP —

KOUJIMOTO Hideo (Hirotsuki University)

In the process of the enlargement and deepening of the European Union, several significant changes have been observed in the regional policy arena. The European Commission has launched the INTERREG IIC Programme and has established policy receptacles, the “sub-regions”, for this particular Community initiative. Some of the sub-regions, such as the North Sea Region and the Baltic Sea Region, have their own grand designs for their respective integrated regional development schemes. These visions have been established in accordance with the norms set down by the CEMAT Guiding Principle, the consensus document for spatial development that covers the entire European continent, and the European Spatial Development Perspective, agreed upon by the ministers responsible for spatial planning in the EU.

In this paper, the interaction between the policy arena and trans-national actors is analyzed. The CEMAT Guiding Principle and ESDP offer effective measures for spatial planning to the

actors involved. After the deepening of the EU, the meaning of the national borders has changed and substantial gains have been made in trans-national and inter-regional cooperation utilizing the measures found in the INTERREG initiatives.

The CEMAT Guiding Principle and ESDP have interjected their norms into regional grand designs and INTERREG projects. However, differences between the two perspectives have been observed when they are examined using the analytical framework of geo-governance, an analytical approach developed by Dr. Ngai-ling Sum.

In the conclusion, it is noted that the CEMAT Guiding Principle deals mainly with universal European norms, like human rights, democracy and sustainable development. In contrast, ESDP sets down introverted norms like economic and social cohesion, as well as balanced competitiveness.

This research has been extended to grand design making for the North East Asia region.